

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、事務局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年3月25日

群馬県後期高齢者医療広域連合
監査委員 高地康男

(別 紙)

定期監査報告

1 対象部課 事務局

2 監査の期間 平成23年3月8日から平成23年3月24日

3 監査の方法

平成21年度の財務に関する事務の執行について、歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査しました。

監査にあたっては、財務事務に関する事務が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、実施しました。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行については、例月現金出納検査等で確認していますが、おおむね適正に執行されていると認められます。今後もこの水準を維持されることはもちろんのこと、さらにいろいろなアイデアを尽くしていただき、適切な事務運営を希望します。

なお、後期高齢者医療制度の開始から、3年を経過します。徐々に制度は定着し制度運営も安定してきましたが、引き続き、保健事業の健康診査へ関心を高める等の周知を怠りなく実施し、健康診査受診率の増加に資することで、被保険者の健康増進に努めてください。